

松田町朝の子どもの居場所づくり事業実施に関する規約（寄小学校）

「松田町朝の子どもの居場所づくり事業」（以下、「事業」という。）における利用規約（以下、「規約」を次のとおり定めます。

事業をご利用いただく場合、規約のすべての内容に同意したものとみなされます。

第 1 条（目的）

事業は、松田町立小学校（以下「小学校」という。）の始業前に子どもたちに安全・安心な朝の子どもの居場所を提供することで保護者の負担を軽減し、子育てを社会全体で支援をしていくことを目的として、事業を実施するものです。

※事業は「お子様をお預かりする事業（保育）」ではなく、小学校始業前に安心・安全な居場所を提供する事業です。

第 2 条（実施主体）

事業の実施主体は松田町といたします。

第 3 条（対象者）

利用を希望する家庭の児童（学年は問いません。）。

※児童の登校にあたっては、児童の安全確保の観点から、地域玄関まで保護者の付き添いを必須とします

第 4 条（利用料）

無料（別途保険料がかかります。）

※事業実施中に起きた事故等に備え、利用に当たっては町指定の保険への加入が必須となります。

料金：800 円／年（+手数料）

保険内容：傷害保険・賠償責任保険

第 5 条（支援員）

1. 業務委託により支援員を配置します。
2. 体育館（小ミーティングルーム）で見守り支援員 1 名配置しています。

第 6 条（事業内容及び実施時間）

1. 寄小学校の体育館（小ミーティングルーム）を開放します。
2. 保護者の方は付き添いのもと登校し、寄小学校の体育館玄関で児童の氏名等を伝えて、児童を支援員に引き渡します。
3. 学校の昇降口が開く直前まで、児童は、読書や自学自習などにより自由に過ごします。
4. 開放時間 午前 7 時 15 分から 7 時 55 分までの 40 分間（入室は 7 時 30 分まで）

第 7 条（実施日及び実施時間）

事業の実施日及び実施時間は次のとおりとします。ただし、事業の運営上必要があると認めるときは、実施日及び実施時間を変更します。

- （1） 実施する日 月曜日から金曜日までとする。

(2) 実施しない日

- イ) 土曜日及び日曜日
- ロ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ハ) 春季、夏季、冬季の長期休業期間
- 二) 学校行事の代休日
- ホ) 入学式及び卒業式の当日とその前日
- ヘ) 気象警報発令に伴い、登校時間が遅れるもしくは、休校となる日
- ト) その他町が指定する日

第8条（利用登録方法）

1. 「松田町朝の子どもの居場所づくり事業利用登録申請書」（第1号様式）をマチコミメールの添付ファイル、または町ホームページでダウンロード（申請書は町役場にもあります）していただき、必要事項を記入のうえ町子育て健康課に提出してください。
2. 1.の登録後、保険料の支払いに必要な用紙をお渡ししますので、コンビニ等で保険料をお支払いください。
3. 保険の加入が確認できましたら、町から「松田町朝の子どもの居場所づくり事業利用承認通知書」を郵送いたします。

～登録申請について～

※利用月の前月 15 日までが登録申請期間となります。（15 日が土日祝日にあたる場合は、前営業日が登録申請期限となります。）

（例）4 月から利用を希望する場合は、3 月 15 日までに登録申請し、20 日までに保険料の納付まで済ませてください。4 月 1 日以降から利用できます。

第9条【留意事項】

1. 事業は、児童の預かりの場とは異なります。配置体制や事業趣旨をご理解のうえ、ご利用ください。
2. 体調急変、けが等の緊急時においては保護者の緊急連絡先に連絡し、お迎えや医療機関の受診の付き添いをお願いする場合があります。
3. 利用児童が見守り員の注意に従わない、ルールが守れない、迷惑行為などがあった場合は、ご利用をお断りする場合があります。
4. 緊急事態などには、支援員から保護者に連絡します。連絡時に必ず連絡がとれるようお願いします。
5. 児童が在籍する学級等での学級閉鎖等の期間中は、当該学級等の児童は事業を利用できません。
6. 午前6時時点で松田町もしくは神奈川県西部を含む地域に、下記の気象警報が発令された場合は予告なく中止します。

暴風警報、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報、暴風特別警報、大雨特別警報

7. 小学生は9時間から12時間の睡眠時間の確保が推奨されています。お子様の心身の健康のために、質量ともに十分な睡眠をとるようにしてください。

第10条（個人情報の取り扱い）

利用者は、規約に同意したことをもって、個人情報の取り扱い等について同意したものとみなします。
※登録時の個人情報は、本町と事業者（支援員含む）で共有することに同意の上お申込みください。

第11条（免責事項）

1. 町は、利用によって生じたいかなる損害やトラブルに対しても、責任を負わないものとします。
2. 利用者が規約に違反したことにより、町が損害を被った場合、利用者は町に対してその損害を賠償するものとします。

第12条（規約の変更）

町は、必要に応じて規約を変更することがあります。

◇お願い

1. 児童の安全面の確保の観点から、見守り場所入口まで保護者の方が児童に付き添ってください。
2. 食べ物は持ち込めません。
3. 体調の悪い日のご利用はお控えください。
4. お車等での送迎の際は、交通ルールを守っていただき交通安全に努めてください。